

下田地区消防組合訓令第2号

下田地区消防組合応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下田地区消防組合（以下「組合」という。）の行う住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

(普及啓発活動の計画的推進)

第2条 消防長は組合の区域内における人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、応急手当指導員の養成、普及啓発用資機材の配備などを図りつつ、住民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。

2 応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民が出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。

(応急手当の普及項目)

第3条 住民に対する応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）のほか、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

(住民に対する普及講習の種類)

第4条 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については、別表1、別表1の2、別表1の3及び別表2のとおりとする。

講習の種別		主な普及項目
普通救命講習	I	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法
	II	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 （注）Iの内容に効果測定（筆記及び実技試験）を含む。

	Ⅲ	心肺蘇生法（小児・乳幼児・新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法
上級救命講習		心肺蘇生法（成人・小児・乳児・新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者の管理法、外傷の手当、搬送法

- 2 住民に対する応急手当の導入講習である救命入門コース及び一般講習の主な普及項目は、胸骨圧迫及びAEDの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表3、別表3の2及び別表3の3のとおりとする。

（受講の申請）

第5条 普及講習の受講申請は、別記様式1の応急手当講習等受講申込書により申請する。ただし、組合が応募する普及講習の場合は、この限りでない。

- 2 普及講習の受講を希望する団体は、前項の申込書に別記様式1の2の救命講習受講者名簿を添付して申請するものとする。ただし、救命入門コース及び一般講習を希望する場合は、この限りでない。

（修了証等の交付等）

第6条 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式2、別記様式2の2、別記様式2の3又は別記様式3に定める修了証を交付するものとする。

- 2 消防長は、修了証を交付したときは、交付を受けた者の氏名及び交付年月日等を記録しておかなければならない。

なお、消防長が必要と認めて再交付した場合においても同様とする。

- 3 消防長は、応急手当指導員が指導する救命入門コースに参加した者に対し、参加証を交付することができるものとする。

- 4 前項の参加証は、別に定めるものとする。

（応急手当指導員の認定等）

第7条 消防機関の行う普通救命講習又は上級救命講習の指導（住民の要請に応じて消防機関が指導者を派遣し、普及指導する場合を含む。）については、応急手当指導員がこれにあたるものとする。

- 2 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。

- (1) 次のア又はイに該当する者で別表4に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者。

ただし、アに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去1年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、

応急手当指導員講習Ⅰを免除することができる。

ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(2) 前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表 5 に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

(3) 応急手当普及員の資格を有する者で別表 6 に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者

(4) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

（応急手当指導員の養成）

第 8 条 消防長は、応急手当指導員の養成に努めるものとする。

2 応急手当指導員養成講習の受講申請は、別記様式 1 の応急手当講習等受講申込書により申請する。

（応急手当指導員養成講習の講師）

第 9 条 応急手当指導員養成講習の講師については、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有する者をあてるものとする。

（応急手当指導員の認定証の交付）

第 10 条 消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様式 4 の応急手当指導員名簿に登録したのち、別記様式 5 に定める応急手当指導員認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付した場合においても同様とする。

（応急手当指導員の資格の有効期限）

第 11 条 応急手当指導員の有効期限（第 7 条第 2 項第 4 号に定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から 3 年（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から 3 年）で失効するものとする。ただし、失効前に別表 7 に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに 3 年間有効とし、それ以降も同様とする。

2 応急手当指導員再講習の受講申請は、別記様式 1 の応急手当講習等受講申込書により申請する。

（応急手当普及員認定等）

第 12 条 応急手当普及員は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員

又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事するものとする。

2 応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、消防長が認定する。

(1) 別表 8 に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者で別表 9 に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過去 2 年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習Ⅱを免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(3) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

(応急手当普及員養成)

第13条 応急手当普及員の養成は、消防本部が行うものとする。

2 応急手当普及員養成の講師については、第 9 条を準用する。

3 応急手当普及員養成講習の受講申請は、別記様式 1 の応急手当講習等受講申込書により申請する。

(応急手当普及員の認定証の交付)

第14条 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式 6 の応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式 7 に定める応急手当普及員認定証を交付するものとする。
なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当普及員の資格有効期限)

第15条 応急手当普及員の認定（第12条第2項第3号に定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表10に定める応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

2 応急手当普及員再講習の受講申請は、別記様式 1 の応急手当講習等受講申込書により申請する。

(他の地域で取得した者の扱い)

第16条 他の地域で応急手当普及員又は応急手当指導員を取得した者の取り扱いについては、認定を受けた講習が消防庁の実施要綱に基づく講習であれば、他の地域で認定を

受けている者についても、当該消防本部が認定したものとみなすことができる。

（認定の取消）

第17条 消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

（応急手当指導員等の責務）

第18条 応急手当指導員等は、住民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技能及び指導方法等について常に研鑽に務めるものとする。

2 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識、技能の維持及び救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分に対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。

3 消防長は、事業所又は防災組織等が応急手当の講習を行う場合に、応急手当普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

（普及啓発用資機材の整備）

第19条 消防長は、応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

（感染防止上の配慮）

第20条 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行うものとする。また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

（応急手当実施者の救命行動に影響し得る障壁等への対応）

第21条 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当実施の障壁となる不安を取り除くための情報を提供し、応急手当実施時に心的ストレスが発生する可能性があることについても指導を行うものとする。また、応急手当実施者のサポート体制の構築に努め、サポート体制について講習時に周知すること。

（関係機関との連携）

第22条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力に努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

普通救命講習Ⅰ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	1 5
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	心 肺 蘇 生 法	基 本 的 心 肺 蘇 生 法 （ 実 技 ）	反 応 の 確 認 、 通 報	1 6 5
			胸 骨 圧 迫 要 領	
			気 道 確 保 要 領	
			口 対 口 人 工 呼 吸 法	
			シ ナ リ オ に 対 応 し た 心 肺 蘇 生 法	
		A E D の 使 用 法	A E D の 使 用 方 法 （ ビ デ オ 等 ）	
			指 導 者 に よ る 使 用 法 の 呈 示	
			A E D の 実 技 要 領	
		異 物 除 去 法	異 物 除 去 要 領	
	効 果 確 認	心 肺 蘇 生 法 の 効 果 確 認		
止 血 法		直 接 圧 迫 止 血 法		
合計時間			1 8 0	

備考

- 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
- 普及時間を分割した講習を可能とする。
- 座学部分については、e-ラーニングや、オンラインによる双方向のLIVE講習（以下「オンライン講習」という。）の活用を可能とする。

e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、概ね1ヶ月以内に、対面による実技講習等（120分）を受講することで、修了証を交付することができる。

- 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人一人が訓練用資機材に接する時間が増え、効果的な講習を行うことができるときは、講習時間を短縮することを可能とする。

別表 1 の 2（第 4 条関係）

普通救命講習Ⅱ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（A E D）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1 クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は 5 名以内とすることが望ましい。 4 指導者 1 名に対して受講者は 10 名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	1 5
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	心 肺 蘇 生 法	基 本 的 心 肺 蘇 生 法（実 技）	反応の確認、通報	1 6 5
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E D の 使 用法	A E D の使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E D の実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法	6 0	
心肺蘇生法に関する知識 の確認（筆記試験）		知識の確認		
心肺蘇生法に関する実技 の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価		
合計時間				2 4 0

備考

- 1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。
- 2 普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として 80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。
- 3 2 年から 3 年間隔で定期的な再講習を行うこと。
- 4 普及時間を分割した講習を可能とする。
- 5 座学部分については、e-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。

e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね 1 ヶ月以内に、対面による実技講習等（180 分）を受講することで、修了証を交

付することができる。

- 6 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人一人が訓練用資機材に接する時間が増え、効果的な講習を行うことができるときは、講習時間を短縮することを可能とする。

別表 1 の 3（第 4 条関係）

普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（A E D）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1 クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は 5 名以内とすることが望ましい。 4 指導者 1 名に対して受講者は 10 名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	1 5
救命に必要な応急手当 （主に小児、乳児、 新生児に対する方法）	心 肺 蘇 生 法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	1 6 5
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E D の 使用 法	A E D の使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E D の実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
止血法		直接圧迫止血法		
合計時間			1 8 0	

備考

- 2 年から 3 年間隔で定期的な再講習を行うこと。
- 普及時間を分割した講習を可能とする。
- 座学部分については、e-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。

e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね 1 ヶ月以内に、対面による実技講習等（120 分）を受講することで、修了証を交付することができる。

- 4 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人一人が訓練用資機材に接する時間が増え、効果的な講習を行うことができるときは、講習時間を短縮することを可能とする。

別表 2（第 4 条関係）

上級救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度でできる。 2 自動体外式除細動器（A E D）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1 クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は 5 名以内とすることが望ましい。 4 指導者 1 名に対して受講者は 10 名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防を含む）等	1 5
救命に必要な応急手当 （成人、小児、乳児、新生児に対する方法）	心 肺 蘇 生 法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報、	2 8 5
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人口呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E D の使用法（成人に対する方法）	A E D の使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
		異物除去法	A E D の実技要領	
			異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法	6 0	
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認		
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価		
その他の応急手当	傷病者管理法		衣類の緊縛解除	1 2 0
			保温法	
			体位管理	
	手当要領		包帯法	
			副子固定法	
			熱傷の手当	
			熱中症への対応（予防を含む）	
			その他の手当	
	搬送法		搬送の方法	

		担架搬送法	
		応急担架作成法	
合計時間			4 8 0

備考

- 1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
- 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。
- 3 普及時間を分割した講習を可能とする。
- 4 座学部分については、eラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。
eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、概ね1ヶ月以内に、対面による実技講習等（420分）を受講することで、修了証を交付することができる。（座学について、その他の応急手当等を含めた120分相当とする場合は、対面による実技講習等は360分とする。）
- 5 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人一人が訓練用資機材に接する時間が増え、効果的な講習を行うことができるときは、講習時間を短縮することを可能とする。

別表3（第4条関係）

救命入門コース（90分コース）

1 到着目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	9 0
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心 肺 蘇 生 法	基本的心肺蘇生法（実技及び呈示）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領（呈示又は体験）	
			口対口人工呼吸法（呈示又は体験）	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	

		A E D の使用法	A E D の使用方法（口頭又はビデオ等）	
			A E D の実技要領	

備考

- 1 普及時間を分割した講習を可能とする。

別表 3 の 2（第 4 条関係）

救命入門コース（45分コース）

1 到着目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（A E D）を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は 2 名以内とすることが望ましい。 3 指導者 1 名に対して受講者は 10 名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	4 5
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心 肺 蘇 生 法	胸 骨 圧 迫 の みの 心 肺 蘇 生（実技）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
		A E D の 使用 法	A E D の使用方法（口頭又はビデオ等）	
			A E D の実技要領	

別表 3 の 3（第 4 条関係）

一般講習

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（A E D）を使用できる。 3 搬送法、手当の要領（三角巾等）等を習得する。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は 5 名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	6 0 ～ 1 2 0
救命に必要な応急手当	心 肺 蘇 生 法	基 本 的 心 肺 蘇 生 法（実技及び呈示）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領（呈示又は体験）	
			口対口人工呼吸法（呈示又は体験）	

			シナリオに対応した反応の確認から 胸骨圧迫まで
		A E D の使 用法	A E D の使用方法（口頭又はビデオ 等）
			A E D の実技要領
その他の応 急手当	搬送法		搬送の方法（徒手搬送、毛布を使った 搬送法、複数名で搬送する方法）
			担架搬送法（担架搬送の基本事項）
			応急担架作成法
	手当の要領		包帯法（三角巾等）
			その他の手当（用手による頸椎保護、 すり傷・切り傷、気管支喘息、痙攣、 低血糖、失神、アナフィラキシー、歯 の損傷、毒物、溺水への対応等）
合計時間			1 ～ 2 時間

備考

- 1 普及項目は、受講者の希望する項目とする。
- 2 講習時間は、1 時間から 2 時間までとし、受講者の希望する時間とすることができる。

別表 4（第 7 条関係）

応急手当指導員講習 I

項 目		時間（分）	
指導要領	指導技法	6 0	4 3 5
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む 〕	2 4 0	
	その他の応急手当の指導要領	9 0	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	4 5	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		4 5	
合計時間		4 8 0	

（注）

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表 5（第 7 条関係）

応急手当指導員講習 II

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	6 0	4 8 0

	救命に必要な応急手当の基礎実技	2 4 0	
	その他の応急手当の基礎実技	1 8 0	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	2 4 0	8 4 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	3 0 0	
	その他の応急手当の指導要領	1 8 0	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	1 2 0	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		1 2 0	
合計時間		1, 4 4 0	

(注)

- ・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表 6（第 7 条関係）

応急手当指導員講習Ⅲ

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	6 0	1 8 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技	6 0	
	その他の応急手当の基礎実技	6 0	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	6 0	6 6 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	3 0 0	
	その他の応急手当の指導要領	1 8 0	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	1 2 0	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		1 2 0	
合計時間		9 6 0	

(注)

- ・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表 7（第11条関係）

応急手当指導員再講習

項 目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	1 2 0
その他の応急手当の指導要領	1 2 0
合計時間	2 4 0

備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
-----	--

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表 8（第12条関係）

応急手当普及員講習 I

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	1 2 0	5 4 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技	2 4 0	
	その他の応急手当の基礎実技	1 8 0	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	3 0 0	7 8 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	3 6 0	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	1 2 0	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		1 2 0	
合計時間		1, 4 4 0	

(注)

- ・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表 9（第12条関係）

応急手当普及員講習Ⅱ

項 目		時間（分）
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	180
合計時間		240

（注）

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表10（第15条関係）

応急手当普及員再講習

項 目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合計時間	180

備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
-----	--

（注）

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

応急手当講習等受講申込書

下田消防本部 消防長 様

申込者名

電話番号

1 事業所名

（所在地）

2 受講日時

年 月 日（ ） 予備日 月 日
午（前・後） 時 分から 分

3 講習種別

- ☐ 普通救命講習（☐Ⅰ 180 分 ☐Ⅱ 240 分 ☐Ⅲ 180 分）
☐ 上級救命講習（480 分）
☐ 応急手当指導員（☐Ⅰ 480 分 ☐Ⅱ 1,440 分 ☐Ⅲ 960 分）
☐ 応急手当普及員（☐Ⅰ 1,440 分 ☐Ⅱ 240 分）
☐ 再講習（☐普通救命 ☐上級救命 ☐指導員 ☐普及員）
☐ 救命入門コース（☐90分コース ☐45分コース）
☐ 一般講習

※希望する講習内容

4 受講人員

人

5 受講場所

- ☐ 下田消防署
☐ 西伊豆消防署
☐ その他（ ）

6 備考 普通救命講習の場合は別紙名簿を添付すること。

【電子メール送付先】

下田消防署 : shimosho@shimoda-fd.jp
西伊豆消防署 : nishisho@shimoda-fd.jp

救命講習受講者名簿

受講団体名

連 番	氏 名	住 所	生 年 月 日	電 話 番 号	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

※再受講者は、備考欄に交付されている修了証番号を記入してください。

※紛失等の場合は、前回受講した年月日を記入してください。

※普通救命講習の場合は名簿を添付してください。

【電子メール送付先】

下田消防署 : shimosho@shimoda-fd.jp

西伊豆消防署 : nishisho@shimoda-fd.jp

別記様式 2（第 6 条関係）

（表）

普通救命講習修了証	第	号
氏名 _____		
上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、 救命技能を有することを認定します。		
年	月	日 下田消防本部 消防長 印

（裏）

			
普通救命講習修了証			
下田消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、 2 から 3 年間隔で定期的に講習を受けて下さい。）			
．	．	． 受講	印
．	．	． 受講	印

別記様式 2 の 2（第 6 条関係）

（表）

普通救命講習修了証	第	号
氏名 _____		
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、 救命技能を有することを認定します。		
年	月	日 下田消防本部 消防長 印

（裏）

			
普通救命講習修了証			
下田消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、 2 から 3 年間隔で定期的に講習を受けて下さい。）			
．	．	． 受講	印
．	．	． 受講	印

別記様式 2 の 3（第 6 条関係）

（表）

普通救命講習修了証	第	号
氏名 _____		
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、 救命技能を有することを認定します。		
年	月	日 下田消防本部 消防長 印

（裏）

			
普通救命講習修了証			
下田消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、 2 から 3 年間隔で定期的に講習を受けて下さい。）			
．	．	． 受講	印
．	．	． 受講	印

別記様式 3 （第 6 条関係）

（表）

上級救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、上級救命講習を修了し、 救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	下田消防本部 消防長 印

（裏）

			
上級救命講習修了証			
下田消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、 2から3年間隔で定期的に講習を受けて下さい。）			
. . . 受講	印	. . . 受講	印

別記様式4（第10条関係）

応急手当指導員名簿

番号	氏 名	職(団)員・非 職(団)員の別	職(団)員の場合は、階級等 職(団)員以外の場合は住所	生年月日	認定番号	認定証交 付年月日	資格基準 講習種別	指導員講 習受講日	再 交 付 年 月 日	再 講 習 年 月 日	備 考

- 1 個の名簿は、応急手当指導員を認定する都度記載すること。
- 2 「資格基準講習種別」欄は、実施要綱第7条の該当する資格要件の番号を記載すること。
- 3 「備考」欄は、救急研修等、救急の資格に関するものを記載すること。

別記様式 5 （第10条関係）

（表）

応急手当指導員認定証		第	号
氏名		_____	
上記の者を、応急手当指導員として認定します。			
年	月	日	下田消防本部 消防長 印
本証は、発行から 3 年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から 3 年間有効です。			

（裏）

			
応急手当指導員認定証			
下田消防本部			
再講習受講の記録			
. . . 受講	印	. . . 受講	印

別記様式6（第14条関係）

応急手当普及員名簿

番号	氏 名	職(団)員・非 職(団)員の別	職(団)員の場合は、階級等 職(団)員以外の場合は住所	生年月日	認定番号	認定証交 付年月日	資格基準 講 習 別	普及員講 習受講日	再 交 付 年 月 日	再 講 習 年 月 日	備 考

- 1 個の名簿は、応急手当普及員を認定する都度記載すること。
- 2 「資格基準講習種別」欄は、実施要綱第12条2の該当する資格要件の番号を記載すること。
- 3 「備考」欄は、救急研修等、救急の資格に関するものを記載すること。

別記様式 7 （第14条関係）

（表）

応急手当普及員認定証		第	号
氏名			
上記の者を、応急手当普及員として認定します。			
年	月	日	下田消防本部 消防長 印
本証は、発行から 3 年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から 3 年間有効です。			

（裏）

			
応急手当普及員認定証			
下田消防本部			
再講習受講の記録			
. . . 受講	印	. . . 受講	印